

宇情審答申第5号
平成12年9月27日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年3月22日付け11宇企情第397号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「宇治市消防本部、中消防署合同庁舎新築建設予定地に対する要望書及び上申書」についての情報非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長(以下「実施機関」という。)は、平成12年1月11日付け11宇消総第290号による部分公開決定を取り消し、印影を除いて公開の裁決を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成11年12月27日、審査請求人は、宇治市情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定により、宇治市消防長に対し「移転地反対の署名①全員②管理職」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。宇治市消防長は、同日付けでこれを受理した。

2 宇治市消防長の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

宇治市消防長は、「宇治市消防本部・中消防署合同庁舎新築建設予定地に対する要望書及び上申書」(以下「本件文書」という。)を請求内容に該当する文書とし、平成12年1月11日、条例第10条第2項の規定による情報部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、同日付けでこれを通知した。

非公開とした部分は、本件文書のうち署名に係る「所属」、「氏名」及び「印」の部分である。

3 審査の請求

平成12年2月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

2 主張

- (1) 審査請求書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見書は、審査請求人の意思により、提出されなかった。
- (3) 意見陳述された内容は、概ね次のとおりである。

消防署員が消防署用地として不適切であるという判断のもとで行われた署名は消防職員の個人的な考えでなく、公的な意味合いを持ったものであると考えられることから公開を求める。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙3のとおり。

第5 本件文書について

本件文書は、「宇治市消防本部・中消防署合同庁舎新築建設予定地に対する要望書及び上申書」であり、宇治市消防長に提出され、これを受理した事により宇治市消防長が取得し、管理している文書となったものである。

その記載内容と記載項目は次のとおりである。

- ① 「要望、上申の趣旨」
- ② 「所属」
- ③ 「氏名」
- ④ 「印」

第6 判断

一般的に、ある事柄について署名をもって行う行為は、当該署名を行った者の思想、信条、主義、主張等を明らかにしたものであるといえる。個人の思想、信条、主義、主張等は、個人の人格に密接に関わる情報であることから、これらを記載した文書の取扱いには最大限の配慮が必要であり、非公開とされるべきものである。

しかしながら、本件文書は一般市民を対象とした一般的な署名とは異なり消防職員だけを対象としたものである。そして、その消防職員としての職務に深く関係した事柄について主張したものである。また、本件文書の内容については、消防職員自らが新聞記者に対し発表している。

本件文書に署名を行った者は、全員が消防職員であり、一般の署名とは性格が異なるものと考えられる。本件文書は、消防職員の身分を有する者が職務に密接な関連を有する事務につき特に意見の表明した文書であり、本件文書の署名の動きを察知し、上司が署名を行わない旨の職務命令を発し、それに背いたとして処分等が行われたことから、本件文書を一般の私人としての意見の表明と同列に取り扱うことは妥当ではない。

以上の点を総合的に判断すると、本件文書は、「通常他人に知られたいと望むことが正当である。」とは認められない。

なお、個人の印影については、個人の私生活に係る重要な文書に同じ印影が使われることがあり、個人の利益を保護するため条例第6条第2号に該当するものと扱うことが相当である。

したがって、「印」を除いて条例第6条第2号に該当しないため、本件文書は、「印」を除いて公開することが妥当である。

第7 結語

よって結論のとおり答申する。